

大湖建設株式会社 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、
次のように行動計画を策定する。

① 計画期間 令和5年5月¹¹日～令和10年5月¹⁰日までの5年間

② 内 容

育児、介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業
給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

③ 対 策

令和5年5月25～ 職員へのアンケート調査、検討開始

令和5年度～ 制度に関するパンフレットの作成、配布、職員や管理職を対象とした研修
及び社内広告による全職員への周知